

土壌汚染対策に人材育成制度創設 環境省



環境省は、土壌汚染対策に関する情報伝達を円滑に進める「リスクコミュニケーター」制度を創設します。土地所有者と地域住民とのコミュニケーションを促進し、汚染土壌の調査・浄化を進める人材を育成することで、土地の流動化、都市の再開発などを活性化させることを目的としています。

人材育成の対象となるのは、長年土壌汚染調査・対策に従事し知識と経験を有するシニア世代で、中立・公正な立場から調査や対策を進めるための手法などについて土地所有者、地域住民にわかりやすく説明、土地の利用を促進します。そのため中立性、公平性を確保しながらリスクコミュニケーションを行うためのガイドラインや人材育成プランの作成、人材登録、派遣、活用システムなどについて検討を開始します。

2007年度はリスクコミュニケーション・ガイドライン、人材育成プランの作成などを進め、2010年度までには「リスクコミュニケーター」認定制度を創設する方針です。

土壌汚染対策法は2002年5月に制定されましたが、大気(1968年)や水質(1970年)といった媒体に対する法の整備と比べて、土対法が遅れた主な理由のひとつには、土地が一般に私有財産であることがあげられます。また、土壌中の汚染が見えにくく土壌汚染状況調査がなされて初めて汚染が顕在化することが多いことなどから、近年になって工場跡地の再開発・売却時といった機会を捉えた土壌調査が急増したことで土壌汚染が顕在化しています。

当社ではVOC、有害金属、農薬類、油など土壌汚染調査およびコンサルティングには多数の実績があります。土壌分析に関しましては、ぜひ一度ご相談ください。

資料 2006年9月1日付 化学工業日報

2005年8月4日付 EIC ネット

機器分析箇所 有賀久枝